

軽自動車－4 売払仕様書

本仕様書は、大阪市建設局における中古車両の売払に関するものであり、売払いの対象となる物品（以下「車両」という。）は、本仕様書に定めるとおりとする。

本売払契約に関しては、大阪市契約規則、その他関係法令を守り、公告事項及び本仕様書を確認のうえ入札を行うこと。

（売払車両）

1 軽自動車－4

車名	初度登録年月	車台番号	型式	種別	車体の形状	原動機の型式	燃料の種別
三菱	平成23年3月	U61V-1604611	GBD-U61V	軽自動車	道路作業車	3G83	ガソリン

※ 当該売払車両の走行距離は、87,172kmである。（令和8年6月1日現在）

※ 車両の作動確認等により、走行距離が変動する場合がある。

※ 自動車損害賠償責任保険は、継続加入していない。

（下見）

- 2 入札希望者は売払車両の下見を必ず行い、「車両買受申込書」に主管局立会者の証印を受けること。証印のない入札は無効とする。なお、下見は、次の場所及び日時で行うこととする。

場所：鶴見緑地公園内（別紙参照）

住所：大阪府守口市高瀬旧大枝5 1 9

日時： 令和8年8月17日（月） 午前10:00～正午

（リサイクル料金）

- 3 （1） 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金は次のとおり預託済みである。

（内訳） リサイクル料金 預託金相当額 8,440円

- （2） 入札にあたり、リサイクル料金は預託済みであるため、入札価格には含まずに入札すること。なお、落札者は契約にあたり、契約金額とは別にリサイクル金額（預託金相当額）を代金納入期限までに納入すること。

（車両の引取りに係る書類の交付）

- 4 車両の引取りに係る次の書類は、契約金及びリサイクル料金を納入した後、交付する。なお、次の書類に対する受領書を提出すること。

- （1） 自動車検査証返納証明書
- （2） 譲渡証明書
- （3） リサイクル料金預託状況書類
- （4） 車両引渡書

（車両引取場所）

- 5 引取場所は下見場所と同じ予定である。

(車両引取期限)

6 令和8年9月17日(木)までとし、期間内に必ず引取りを完了すること。

なお、期限までに引取りを完了しない時は、本市契約規則第56条第3項を適用し、延滞違約金を徴収する。

(車両の引取り)

- 7 (1) 落札後、車両の引取りに際しては、契約金及びリサイクル料金等を納入した後、当局の承認を得てから現状有姿のまま引き取ること。引取予定日の2日前までに本市担当者に連絡のうえ、担当者立会いのもとに引取りを行い、搬出作業等についてもその指示に従うこと。
- (2) 本売払契約に関しては、車両引渡書の受理をもって適格請求書の発行を行うため、車両の引取り完了後、車両引渡書を提出すること。
- (3) 引取り時間は本市休日を除く月曜日から金曜日の午前10時から正午及び午後1時から午後4時までとする。
- (4) 運搬費用、再登録のための整備、手続き・申請費用等はすべて落札者の負担とする。
- (5) 車両の引取りの際、敷地内では安全に十分気をつけ、当局の業務を妨げないこと。また、敷地内での事故についてはすべて落札者の責任において処理すること。

(その他)

- 8 (1) 落札後、速やかに当局指定様式の誓約書に必要事項を記入し提出すること。また、転売等、古物営業法の対象となる取引で使用する場合は、古物営業法による自動車売買資格が必要であるので、古物営業許可証(行商する)の写しを提出すること。
- (2) 車両を処分する場合は、不法投棄又は不法焼却せず、関係法令を遵守し適正に処分すること。
- (3) 本売払車両は本市において、一時使用中止手続き済みである。
- (4) 落札者の責任に基づく理由により取引を中止した場合は、本市契約規則第61条を適用し、契約保証金は本市に帰属するものとする。
- (5) 本売払車両の本市マーク・本市名については、すべて消去済みである。
- (6) 回転灯を使用する際には、道路交通法施行令第14条の2による道路維持作業用自動車の指定が必要であるため、指定に関する問い合わせを、各都道府県の警察署に行うこと。
- (7) 本仕様書について疑義がある時は、必ず入札前にこれをただし、落札決定後の異議申し立ては一切認めない。また、契約後においては、事情のいかんを問わず契約金額及びその内容の変更は一切認めない。
- (8) 本売払契約締結後の車両について、本市は一切の責任を負わない。

(問い合わせ先)

9 本市担当者

大阪市建設局公園緑化部調整課 稲舘(いなじま)・武川(むかわ)

TEL 06-6615-7861

令和 年 月 日

大阪市建設局長 様

住所

氏名



誓 約 書

この度、貴局と契約いたしました「軽自動車ー4」については、

自社で

使用し、（どちらかに○）

転売等で

搬送途上は勿論、万一破損等により使用不能あるいは不要となった場合にも、関係法令等に違反することはいたしません。また、この契約に関する下記事項を守れることを誓約いたします。

記

- 車両売払契約書及び仕様書の記載事項を遵守すること。
- 上記に違反した場合には、即時貴局の指示に従い処理すること。
- 本契約書に添付した古物商許可書に記載の都道府県公安委員会の許可は現在において有効な許可であることを誓約いたします。

- ※ 転売等、古物営業法の対象となる取引で使用する場合は、古物商許可書（行商する）の写しを添付すること。
- ※ 本誓約書は、落札後速やかに提出すること。

令和 年 月 日

住所

氏名



受 領 書

「軽自動車－４」に対する次の書類を確かに受領しました。

- (１) 自動車検査証返納証明書
- (２) 譲渡証明書
- (３) リサイクル料金預託状況書類
- (４) 車両引渡書

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 買受人は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 買受人は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また買受人は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 買受人及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 買受人は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 売払人及び買受人は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

買受人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、売払人が必要でない判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

売払人と本契約を締結した買受人は、この契約の履行に関して、売払人の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに売払人の建設局総務部総務課（連絡先：06－6615－6436）に報告しなければならない。